

政 委 第 7 号
平成 25 年 1 月 21 日

内閣府独立行政法人評価委員会

委 員 長 山 本 豊 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 岡 素 之

平成 23 年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 24 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「内閣府所管「独立行政法人国立公文書館」の平成 23 年度における業務の実績に関する評価結果について」等に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 24 年 5 月 21 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成23年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

平成23年度における内閣府所管 4 法人（国立公文書館、国民生活センター、北方領土問題対策協会、沖縄科学技術研究基盤整備機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

【各府省所管法人共通】

（内部統制の充実・強化）

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会（日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。）と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めている府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとお

り整理したので参考にされたい。

表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を求め意見聴取し、かつ、監事監査報告書の提供を受けて評価	②委員会等に監事の出席を求め意見聴取 (①を除く)	③監事監査報告書の提供を受けて評価 (①を除く)	④その他監事監査結果を評価書、業務実績報告等に記載
全 109 法人	35 法人	17 法人	34 法人	23 法人

(注) 平成 23 年度の評価対象法人数は 106 であるがこのうち主務省が複数ある 3 法人についてはダブルカウントしているため 109 となっている。

(保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

(評価指標の妥当性)

平成 23 年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【国立公文書館】

- ・ 歴史公文書等の利用については、利用サービスの一層の向上に積極的かつ戦略的に取り組むための指針として、平成22年9月に「独立行政法人国立公文書館の保存する歴史公文書等の利用に係る取組方針」を策定しており、23年度計画において、法人の

取組状況及び効果を把握するための新たな数値目標を設定している。

しかしながら、これらの数値目標については、過去数年の実績に比べて低い水準となっているものがあり、評価結果においてもその妥当性について言及されていない。

今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえた目標値の妥当性についても評価を行うべきである。

独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる評価委員会における評価

評価委員会名	評価結果等の概要
内閣府独立行政法人評価委員会	(監事が評価委員会において統制環境等の状況について意見を述べている事例) 【国立公文書館】 ○ 館側では先ほどもありましたように意識せずとも国家公務員としての高い倫理観、誠実性、能力といったものに支えられて、無意識的に内部統制の4つの目的が図られてきていたと思います。勿論、少人数で小予算といった小規模独法ですので、館長と理事の目が統制活動に行き届くという特徴もございました。 23年度については有識者による全職員、私どもも出ましたけれども、全員がその体系を学びまして、総務課に内部統制担当を置いていただいて、意識的な活動を開始したかなと思っております。しかし、冒頭申し上げた <u>PDCA サイクル</u> という意味では、<u>内部統制の目的や要素で特にこの館が弱い部分、例えば計画に対する実績の乖離の認識とか分析、そして、その後その計画や業務の活動そのものを修正や再立案しているのかというような面から見たら、まだまだ弱いかなと。こういう問題をスピーディに有効的かつ効率的に改善できるように、私の立場からは支援をしていきたいな</u>と考えております。 (国立公文書館分科会議事録より抜粋)

自然災害等に関するリスクへの対応

東日本大震災の発生を踏まえ、独立行政法人等（平成 25 年 1 月 1 日現在 104 法人）に対して、各法人における自然災害等に関係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組実態を把握するためのアンケート調査を行ったところであり、その結果は以下のとおりである。

1 法令や国等からの指示・要請に基づく取組として、次の①から③に掲げる法人に係る人命・財産・業務上のリスク対応のための規程類の整備状況の把握を行った。

① 法人の役職員や法人の施設の利用者等の人命・身体・施設・設備等の資産の損失・被害への対応

② 法人の業務継続の困難化への対応

③ 業務上の必要性から使用・保管する危険物等（化学物質、有機溶剤、毒劇物、高圧ガス、放射性物質、病原体、実験動物等）の紛失・流失等への対応

その結果、①のリスクについては 103 法人、②のリスクについては 102 法人において規程類を整備済み、整備予定等となっている。残る法人については、規程類の整備までは行われていないものの、①や②のリスクに対しては、関係法令を遵守し、適切な取扱いを行っているとしている。

また、③のリスクについては、危険物等を使用・保管している 60 法人の全てで規程類の整備が行われている。

2 法人の自発的取組については、別添のとおりとなっており、主なものを例示すると以下のとおりである。

(1) 法人の施設・設備等に関するもの

① 各法人共通的な施設・設備等に関するもの

- ・ 被災時の重要なデータ消失に備え、バックアップデータを遠隔地に保管等（国立公文書館（内閣府）、統計センター（総務省）、中小企業基盤整備機構（経済産業省）等）
- ・ 通信インフラが機能不全となった場合に備え、衛星携帯電話等の配備（国際協力機構（外務省）、宇宙航空研究開発機構（文部科学省）、年金積立金管理運用独立行政法人（厚生労働省）等）
- ・ 帰宅困難者の発生に備え、非常用食糧、飲料水、毛布等備蓄品の拡充（国民生活センター（内閣府）、国立環境研究所（環境省）等）

② 法人特有の施設・設備等に関するもの

- ・ 日本標準時発生機能について日本標準時副局と分散管理システムの構築に着手(情報通信研究機構(総務省))
- ・ 自家用発電装置の増強等による稼働体制の強化等(造幣局(財務省)、国立がん研究センター(厚生労働省)等)
- ・ 実験施設を耐震性能が最も高い建物に配置(国立健康・栄養研究所(厚生労働省))
- ・ 飼育施設を建物の最上階等に設け、カードキーによるセキュリティシステムを導入(国立循環器病研究センター(厚生労働省))
- ・ バイオ施設が被害を受けた場合、検査室等及び管理区域内の吸排気系を閉鎖(農林水産消費安全技術センター(農林水産省))

(2) 地域との連携等に関するもの

- ・ 地震発生時の広域避難場所として施設を開放することをマニュアルに規定(国立文化財機構(文部科学省))
- ・ 津波発生時の施設提供協力協定を地元自治体と締結(海洋研究開発機構(文部科学省))
- ・ 津波発生時の避難場所としてUR賃貸住宅の廊下、階段等の共用部分を周辺住民が使用できるよう、自治体と協力協定を締結(都市再生機構(国土交通省))

なお、このほかにも様々な法人独自の取組が報告されている。

今後、各法人において、自然災害等に関するリスクへの対応について取り組まれる際には、上記の取組も参考とされたい。

(別添)

自然災害等の外部要因に起因するリスクに対する法人の自発的取組状況

内閣府所管法人

法人名	対象とした自然災害等の外部要因に起因するリスク	法人の自発的な取組の内容
国立公文書館	地震、風水害等による所蔵資料等の喪失	・ 電子公文書等のデータ、複製物のデジタルデータ・マイクロフィルム等のバックアップを分館（茨城県つくば市）に備えることとした。
国民生活センター	地震等の災害対応全般について	・ 地震等の災害対応の手引きとして、現在の『災害等緊急時行動マニュアル』を平成 21 年 8 月 1 日に作成し、役職員へ平成 21 年 8 月 7 日に周知した。
	地震等の災害発生に伴う業務継続の困難化	・ 災害時の勤務体制や業務対応の方針等について規定した『業務継続計画』を平成 21 年 8 月 1 日に作成し、役職員へ平成 21 年 8 月 7 日に周知した。
	地震等の災害発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	・ 『業務継続計画』作成時に、災害発生のため帰宅困難となった職員に対して、安否情報の提供、飲料水や食料品の確保、就寝場所の提供等の支援を行うことを規定した。
	地震等の災害発生による実験室内における試薬等の飛散、実験器具の破損等による人的被害の発生	・ 商品テスト部門における試薬管理等について『商品テストの安全ガイド』を平成 16 年 3 月に作成し、役職員へ平成 16 年 6 月に周知して徹底に努めるとともに、更なる日常的な管理意識向上のため、部員個々の遵守状況について、直属の上司により毎月チェックシートを用いて点検を行っている。
北方領土問題対策協会	北方四島交流事業実施時における自然災害に対する参加者の安全確保、業務継続の困難性	・ 北方四島で事業を実施するという特殊な環境において、参加者や職員の人命保護、適切な業務継続のため、危機対応マニュアルを作成した。
	地震、津波等による法人の所有するサーバの機能不全による業務継続の困難化	・ サーバの機能不全により業務データが失われ業務継続に支障を来す場合に備え、法人の情報システム一部をクラウドにより管理する方式に変更することとした。
	自然災害発生時における公共交通機能麻痺による職員の帰宅困難化	・ 帰宅困難職員の発生、電気、ガス、水道等のインフラ停止に備え、非常用食糧、水等の防災用品の備蓄を行うこととした。